

## 環境システム委員会規則細則

1. 委員および委員兼幹事の定数の配分は、原則として表-1の通りとする。

表-1 委員および委員兼幹事定数

	区分	委員（幹事）数
地区別最大定員	北海道・東北	2名（1～2を含む）
	関東	4名（2を含む）
	中部	3名（1～2を含む）
	関西	3名（1～2を含む）
	中国・四国・九州	4名（2を含む）
	（小計）	16名（7～10を含む）
地区によらない最大定員	中央官庁・研究所	4名（2を含む）
	地方庁・民間	6名（3を含む）
	工専・短大・工業高校	1名
	委員長指名	10名（5を含む）
	各小委員長	X名
	関連委員会*	Y名
	（小計）	21 + X + Y名（10を含む）

委員合計：37 + X + Y名（40名）

幹事内数：（17～20）名

### 2. 委員長の決定方法

任期の終了に先立ち「環境システム委員会委員長推薦小委員会」（以下「推薦委員会」という）を設け、その推薦に基づき環境システム委員会において次期委員長を決定する。推薦委員会は、委員長、幹事長他若干名で構成し、公募等の手段により幅広い候補者を対象に検討を行う。

### 3. 委員の推薦方法

任期の最終委員会において次期委員の推薦を行うにあたり、関連委員会からの委員については当該委員会に委員の推薦を依頼し、それ以外の委員については、委員会において発議する。なお、委員長の指名による委員については、ホームページ等を活用して委員候補者の情報を収集し、適切な人材を推薦するように努める。

### 4. 委員構成の決定

前期委員会による新委員の推薦を受け、新委員長は全委員の構成を決定し、新年度第1回の委員会に報告する。この間、委員長指名の委員等の一部には新年度委員会の報告によって始めて委員選出される場合も生じるが、この点も含めて委員会活動が停滞することのないよう円滑な運用をはかることにする。

（平成10年12月21日改訂）（平成28年4月12日改訂）